関根まみ子ニュース

編集・発行／区議会公明党　区議会議員　関根まみ子
134-0024 江戸川区一之江7-11-25(事務所)　TEL&FAX 03-3869-0978

2020年(令和2年)5月　第46号

一律10万円「特別定額給付金制度」開始!!

江戸川区は5月下旬から申請書を郵送!

江戸川区は、5月下旬頃から特別定額給付金（一律**一人10万円**）の給付対象者世帯に申請書類を郵送します。給付金の受け取りは6月下旬頃から始まる予定です。今しばらくお待ちください。

特別定額給付金
一人当たりの給付
10万円

給付までの流れ

江戸川区から申請書が届く

↓

郵送かオンラインで申請する

↓

申請した口座に振り込まれる

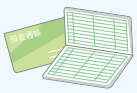

給付対象者　令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方

申請方法　世帯分をまとめて、**世帯主の方が申請**して受け取れます

①郵送での申請

区から郵送された**申請書に振込先口座などの必要事項を記入して、必要書類**（通帳のコピー、運転免許証のコピー、健康保険証などのコピー）**を添えて返送**してください。

②オンラインでの申請（暗証番号を必ず確認）

マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、マイナポータルの「ぴったりサービス画面」から申請してください。

江戸川区
特別定額給付金
申請について

よくある質問

Q 給付金を受け取るのは、誰になるのですか？
A 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

Q 4月27日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか？
A 給付対象者となります。
※4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

Q 申請はいつまで受け付けてくれるのですか？
A 区における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内が受付期限となります。

ご注意ください!!

申請書が郵送で届く前に特別給付金に関する連絡（電話やメール、直接訪問など）があった場合は**詐欺**の恐れがありますのでご注意ください。

特別定額給付金制度に関するご質問、お問い合わせはコールセンターにお電話ください。

江戸川区特別定額給付金コールセンター
☎5662−6591
(月)〜(金) 9時〜12時・13時〜16時(5月は㊏㊐も対応)

給付金の受取りをお急ぎの方は、お電話ください